

栃木県私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（以下「高等学校等」という。）を中途退学した後、再び県内の私立高等学校等で学び直す生徒に係る授業料負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間経過後も卒業までの間（最大24月を限度）、就学支援金に相当する額について、予算の範囲内で栃木県私立高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）として交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び支給額)

第2条 学び直し支援金の支給対象となる者は、栃木県内に設置されている高等学校等の生徒であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 日本国内に住所を有する者

二 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

三 法第3条第2項第2号に該当する者

四 平成26年4月1日以後に高等学校等に入学した者（就学支援金にかかる新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する高等学校等就学支援金の受給権者であった者又は法第3条第2項第3号に該当することにより高等学校等就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

五 高等学校等を退学したことのある者

六 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者

七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。次項において「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超えるものについては適用しない。

3 交付の額は、法第5条第1項及び第2項、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第3条（第5号を除く。）、第4条第1項及び第2項並びに省令第5条第1項及び第2項の規定により算定される額に相当する額とする。

(受給資格の認定)

第3条 私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）は、受給資格認定申請者一覧に、生徒から提出された受給資格認定申請書を添付のうえ、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定における受給資格認定申請書の提出があったときは、受給資格について審査し、認定又は却下を決定したうえで、学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

(保護者等の収入の状況に関する事項に係る届出)

第4条 学校設置者は、収入状況届出者一覧に、前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）から提出された収入状況届出書を添付のうえ、毎年度所定の期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は、保護者等の収入の状況について変更があったとき（保護者等の変更を含む。）は、収入状況届出書を学校設置者を通じて速やかに知事に提出しなければならない。学校設置者は、当該届出書の提出があったときは、収入状況届出書一覧を添付のうえ、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、前2項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、収入状況について審査し、審査結果を学校設置者へ通知するものとする。
- 4 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

(支払の一時差し止め)

第5条 知事は、受給権者が正当な理由なく収入状況届出書を提出しないときは、学び直し支援金の支払を一時差し止めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による支払の一時差し止めを決定したときは、その旨を学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその旨を生徒に通知しなければならない。

(受給資格の消滅)

第6条 学校設置者は、受給権者の受給資格が消滅する事由が生じたときは、受給資格消滅者一覧を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による受給資格消滅者一覧の提出を受けたときは、審査のうえ、その結果を学校設置者に通知するものとする。
- 3 学校設置者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を生徒に通知しなければならない。

(授業料の額の変更)

第7条 学校設置者は、受給権者の授業料の変更があったときは、授業料減免に係る授業料額の変更届を知事に提出しなければならない。

(支給実績の証明)

第8条 学び直し支援金の受給資格が消滅した者が再び受給資格の認定を申請するときは、第6条第3項の規定による通知を添付しなければならない。

- 2 生徒は、第6条第3項の規定による通知の紛失等をした場合は、知事に支給実績証明書の発行の申請をすることができる。
- 3 知事は、前項の規定に基づく申請があった場合は、支給実績証明書を生徒に発行するものとする。

(支給停止等)

第9条 学校設置者は、受給権者から支給停止申出書の提出があったときは、その申出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申出書により学び直し支援金の支給の停止を決定したときは、学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。

3 学校設置者は、支給を停止された受給権者から支給再開申出書の提出があったときは、その申出書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の申出書により学び直し支援金の支給再開を決定したときは、当該学校設置者を通じて受給権者に通知するものとする。

(学び直し支援金の代理受領等)

第10条 学校設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する授業料の債権の弁済に充てるものとする。

(事務の委託)

第11条 知事は、学び直し支援金の支給に関し必要な事務を学校設置者に委託することができる。

(交付の申請)

第12条 学校設置者は、学び直し支援金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書(別記様式第1号)に関係書類を添え、所定の期日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第13条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行ったうえで、交付すべき額を決定し、学校設置者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づいて交付の決定を行う場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(交付の条件)

第14条 規則第6条による条件は、次に掲げるとおりとする。

一 補助事業の内容を変更する場合においては、知事の承認を受けること。

二 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

三 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し指示を受けること。

(事業の変更)

第15条 学校設置者は、前条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更交付申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(事業の中止等)

第16条 学校設置者は、第14条第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(別記様式第3号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(実績報告)

第17条 学校設置者は、規則第13条の規定による実績報告をしようとするときは、当該年度の3月15日までに実績報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第18条 学校設置者は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、支払請求書(別記様式5号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第19条 知事は、補助を受けようとする学校法人が各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金を減額して交付することができる。

- 一 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 二 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為を行った場合
- 三 その他知事が第1条の主旨に照らして補助金を減額交付することが適当と認められる場合

2 知事は、前項の各号のいずれかに該当する場合において、その状況が著しく、補助の目的を有効に達成することができないと認めるときは、補助金を交付しないことができる。

(補助金の経理)

第20条 学校設置者は、学び直し支援金の経理についての帳簿を備え、学び直し支援金とそれ以外の経理とを明確に区分し、その収支の状況を帳簿に記載し、学び直し支援金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 学校設置者は、前項の帳簿及び収支に関する証拠書類を学び直し支援金の交付の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。